

長門市国際化対応方針

2026年（令和8年）7月

長門市企画政策課

I 基本的な考え方

1 策定の趣旨

本市では、2017年（平成29年）に「長門市国際交流行動指針」を策定し、国の内外から人・モノ・情報の集積を図り、交流を通じて新たな価値の創造と持続的発展を目指して、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、近年のコロナ禍や社会経済状況の変化は、自治体の国際交流のあり方に多大な影響を与え、従来の「友好」や「親善」を目的とした交流から、地域課題を解決する「課題解決型」の交流に大きくシフトしています。

本市においても、特定の地域との交流が困難になる一方で、人口減少と少子高齢化の進行による労働力不足に対応するため、外国人の受入が加速しています。

これらの状況を踏まえ、本市のこれまでの取組を継承・発展させるとともに、人口減少や産業振興等の課題解決に向けた取組を推進するため、「長門市国際化対応方針」（以下、「国際化対応方針」という。）を新たに策定します。

2 国際化対応方針の位置づけ

国際化対応方針は、本市の最上位計画である、「第2次長門市総合計画後期基本計画」をはじめ、人口減少の克服と地方創生を目的とした「第3期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び関連する諸計画と整合性を図ります。

3 国際化対応方針の期間

国際化対応方針の期間は2026年度（令和8年度）から2031年度（令和13年度）までの6年間とします。

また、2027年度（令和9年度）を始期とする第3次長門市総合計画と整合性を図るとともに、社会経済状況や国・県の動向に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 推進体制

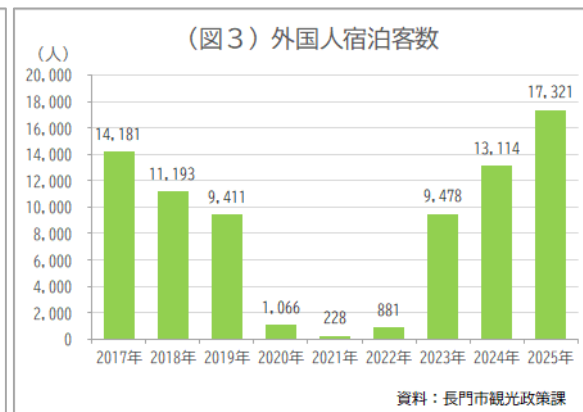
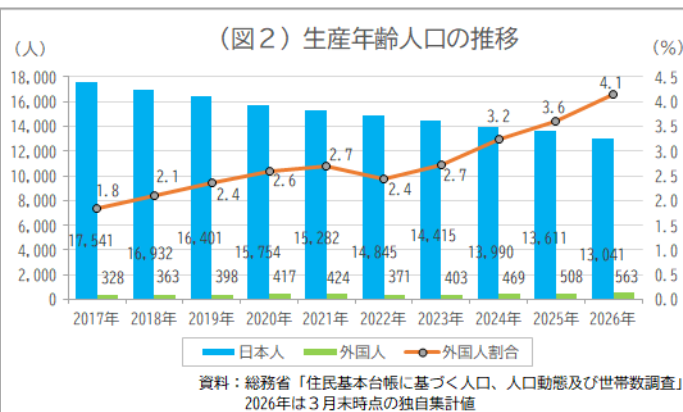
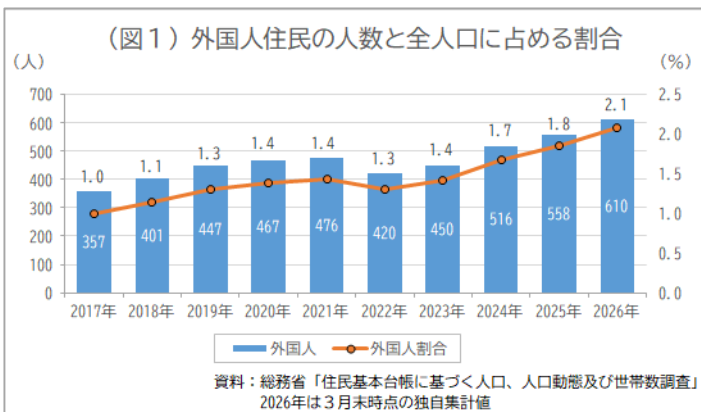
本方針による国際化対応を着実に推進させるため、庁内関係各課による「国際化対応調整会議」（仮称）を設置して連携体制を強化します。

Ⅱ 外国人住民・外国人観光客の推移

本市の外国人住民数は2023年（令和5年）以降は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

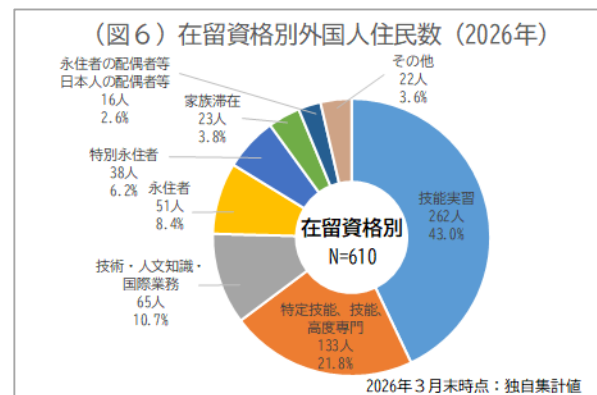
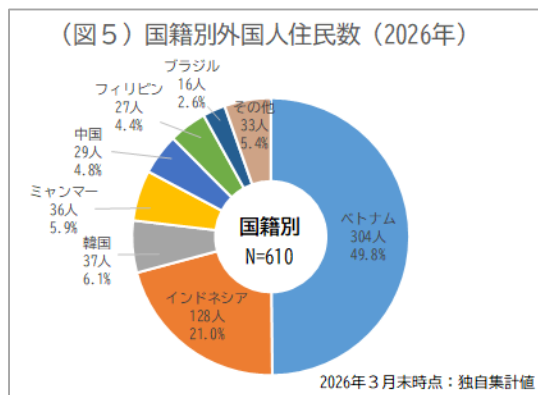
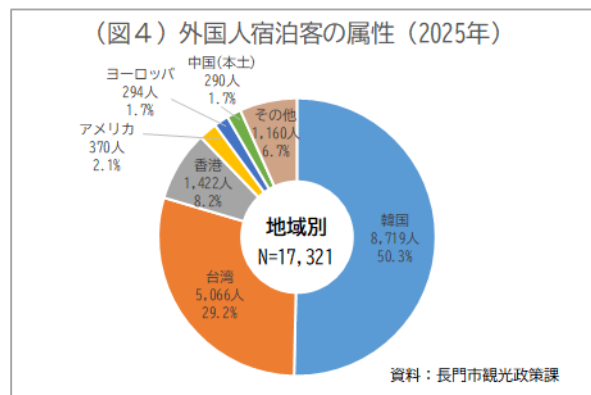
特に、生産年齢人口（15歳～64歳）に占める外国人の割合は上昇を続けており、2026年（令和8年）3月末時点で4.1%と地域の労働力を補う存在としての重要性が増しています。（図1, 2）

また、外国人宿泊客数もコロナ禍の2021年（令和3年）を底にV字回復しており、インバウンド需要の好調が窺えます。（図3）



地域別・国籍別に見ると、外国人宿泊客は韓国、台湾など、東アジア圏からの訪問が多いことが特徴です。（図4）

一方で、外国人住民はベトナムやインドネシアなど、東南アジア圏出身者が多く、在留資格別では、技能実習、特定技能、技能、高度専門、技術・人文知識・国際業務で7割を超えており、技能の習得と就労を目的に滞在している傾向が見られます。（図5, 6）



Ⅲ 目指すべき方向性

本市では、少子高齢化の進展による労働力不足が深刻化しており、市内経済や市民生活への影響が懸念されます。一方で、グローバル化の進展により、外国人住民や外国人観光客の数は増加傾向にあり、住民間の共生体制の構築、インバウンド対応、国際交流のあり方、人材育成などが課題となっています。これらの課題に対応し、持続可能な地域経済の発展と市民の安全・安心な暮らしを実現するため、本市の目指すべき方向性を定めます。

1 誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の構築

- 住民間の相互理解を深め、地域の一員として共に暮らしやすい環境を整備
- 多言語対応の情報提供や意識啓発を進め、住民間の協力と連携を促進

2 多様な人材が活躍し、地域経済と生活基盤を支える社会の実現

- 多様な人材が活躍できる就業環境と生活環境を整備し、地域経済と生活基盤を支える社会の実現
- インバウンドの促進等を通じて国内外の交流を深め、交流人口の拡大による経済活性化を推進

3 未来を担う次世代のグローバル人材の育成

- 社会教育の充実により、市民の異文化理解を深め、地域社会の担い手となる人材を育成
- 外国語教育の充実により、子どもたちに語学力の習得を促進し、国際社会で活躍できる人材を育成

外国人住民との共生・交流、外国人材の受入による労働力の確保、インバウンド誘致による経済活性化、グローバル人材の育成を一体的に推進することで、人口減少社会においても持続可能で活力のあるまちを目指します。

IV 取組方針

項目	取組方針	取組内容
1. 多文化共生の推進	外国人が働きやすく、暮らしやすいまちの推進を図る	・ 支援団体の活動支援と連携強化（生活支援、学習支援、医療通訳等）（市民活動推進課、学校教育課） ・ 個々の状況に応じた日本語指導や学習の継続的な支援（学校教育課） ・ 人権教育、人権啓発の推進（市民活動推進課、学校教育課） ・ 異文化交流やイベントを通じた市民との交流機会を創出（市民活動推進課） ・ 民間企業の外国人材受入支援（産業立地・戦略推進課） ・ 不動産業界と連携した住居支援（建築住宅課） ・ 防災、医療、福祉等、行政サービスの多言語化（関係課）
2. 国際交流の推進	海外の自治体や組織との交流・協力関係を構築し、互いの発展を図る	・ インバウンドの促進（観光政策課） ・ 海外スポーツチームの誘致や国際大会の開催を通じて、市民との交流機会を創出（スポーツ文化交流課） ・ 姉妹都市の見直し（企画政策課） ・ 市民団体やNP0が実施する国際交流事業への支援（企画政策課）
3. グローバル人材の育成	異文化理解を促進し、地域社会の担い手を育てるとともに、国際社会で活躍できる視点と語学能力を持つ人材の育成を図る	・ NP0等と連携した異文化理解の促進（市民活動推進課、学校教育課） ・ 小学校低学年の英会話の充実（学校教育課） ・ 中学生の短期海外研修（学校教育課） ・ ALTの充実（学校教育課） ・ 【再掲】人権教育、人権啓発の推進（市民活動推進課、学校教育課） ・ 【再掲】市民団体やNP0が実施する国際交流事業への支援（企画政策課）
4. 情報発信の強化	長門市の魅力や情報を世界に発信し、知名度の向上を図る	・ 海外メディアや旅行会社と連携したプロモーションやデジタルマーケティング（観光政策課） ・ 看板、施設案内等の多言語化を進め、外国人住民及び外国人観光客の利便性を向上（観光政策課、関係課） ・ 住まい、しごと、子育て、生活環境などの情報を広く発信（企画政策課、市民活動推進課） ・ 市ホームページ、公式SNSの充実（企画政策課、関係課）